

令和6年4月16日

会員 各位

〒501-6330 岐阜県羽島市堀津町 2211 番地

株式会社JU岐阜羽島オートオークション

Tel 058-398-5100 / Fax 058-398-5109

<https://www.i-gforce.co.jp>

オークション規約 一部変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素はJU岐阜羽島オートオークションをご利用賜り誠にありがとうございます。

令和6年5月より、オークション規約の一部を変更いたします。各位におかれましては、事前に内容をご確認いただき、ご参加賜りますようお願い申し上げます。

なお、オークション規約全文につきましては、当社ホームページにてご覧いただけます。

記

オークション規約 変更・施行日 令和 6年 5月 1日

※ 令和6年5月11日開催分より適用します。

以上

第3章 会員の権利義務

第2条 会員の義務

1. 会員は、本規約ならびにおよび本規約に付随する諸規則ならびに法令を遵守しなければならない。

第9章 書類規定

第1条 本規定は移転登録書類および自動車税相当額の処理について定める。

第2条 移転登録書類、抹消登録証明書の取り扱い

<ご注意>

- ② 車検切れの場合、もしくは名義変更期限内 ⇒ 開催日の翌月末日までに車検が切れる場合で、ナンバープレートが現車についてセリにかけられた場合は、移転登録書類をご提出ください。
6. 自賠責保険証が離島用の場合、名義変更期限内 ⇒ 開催日の翌月末日までを申告期限とし、自賠責保険証の名義変更完了後に差額分を後日精算する。

第6条 抹消依頼

3. 抹消依頼を受け付けた車両の内、車検残が開催日の翌月末日未満の場合で、かつ抹消登録が開催日翌月になった場合の開催日翌月分の自動車税相当額は、出品店負担とする。

第7条 自動車税相当額

2. 県内外を問わず、当社は以下の金額を 預かり保証金 ⇒ 自動車税相当額(軽自動車は保証金) として落札店より預かるものとする。

預かり保証金 自動車税相当額(保証金)	
普通車	未経過相当額 (税込)
軽自動車	一律 10,000 円 (不課税)

[追記] (注)3月開催に限り、翌年度1年分を自動車税本税(不課税)として預かるものとする。

3. 預かり保証金 自動車税相当額(保証金) は、当該車両が落札の時点で車両代金に併せて請求する。
[追記] (注) 開催日の翌月に即決落札した場合でも、開催(出品)日を基準として未経過相当額を算出します。
4. 預かり保証金 自動車税相当額(保証金) は、移転登録または抹消登録後、車検証の写しを当社に届けることによって返金する。
5. 預かり保証金 自動車税相当額(保証金) は、グリーン化税制分や重課税分も含めて暫定的な金額であるため、名変結果受領後、後日再精算する場合がある。
6. 名義変更結果は、名義変更期限の翌月2日 開催日の翌々月 2 日 までに当社へ報告するものとする。未到着の車両は、当社が「現在登録証明」にて確認するものとし、その費用 3,000 円(税別) + 実費

は落札店の負担とする。

7. **預かり保証金 自動車税相当額(保証金)** の返金は、名義変更結果により、**自動車税相当額として**月割り計算するものとする。

登録結果	自動車税相当額(保証金) の処理	自動車税還付請求権譲渡書
移転登録の場合	出品店へ支払い	出品店で保管し還付請求する。(注) 名義変更後、同年度内に抹消登録されたものは後日精算
抹消登録の場合	①AA当月抹消は全額落札店へ(注) ②AA翌月抹消 出品店へ1ヶ月、落札店へ残金	

(注)抹消登録された場合、必ず抹消日の翌月2日までに名義変更結果をご報告下さい。

以降に提出された場合は、**預かり保証金 自動車税相当額(保証金)** を返金できない場合があります。(名義変更結果提出後に抹消登録された場合も同様とします。)

還付請求権譲渡書は出品店で保管・管理してください。当社では取り扱いいたしません。

8. 軽自動車は年税の為、月数で分割せず、以下の取り扱いとする。
- 規定通りに結果報告を行った場合は、**預かり保証金 保証金** を全額落札店へ返金。
 - 規定通りに結果報告を行わない場合は、**預かり保証金 保証金** を全額出品店へ支払うものとする。

第8条 納税証明書の取扱い

2. ナンバー付きで取引された車両で、**名義変更期限内 ⇒ 開催日の翌月末日まで** に車検有効期限が満了する場合であっても、納税証明書の添付は原則不要とする。但し、当社の判断により出品店へ納税証明書の提出を依頼する場合がある。
3. 出品店は出品時に必ず納税確認をすること。
4. 軽自動車の納税証明書の添付は不要とする。

【オークション規約 別表 追加・変更箇所】

別表 IV ペナルティ裁定基準

- ⑫ 車両搬出時における、燃料補給について
流札車両・・・1千円**(税別)**(出品店請求) 成約車両・・・1千円**(税別)**(落札店請求)
ただし、出品車両の燃料が無く会場内で車両移動ができない場合は、出品店に対してペナルティ
1千円**(税別)**
(ガソリン・ディーゼル以外の燃料補給は実費請求とする)

別表 V 未搬出・残留車両について

[変更箇所] 各ペナルティを(税込) ⇒ (税別) に一律で変更